

平成23年9月1日

平成23年第3回
宮代町議会定例会議案書

議案番号	件名	頁
議案第30号	専決処分の承認を求めることについて	1
議案第31号	専決処分の承認を求めることについて	5
議案第32号	平成22年度宮代町一般会計歳入歳出決算の認定について	8
議案第33号	平成22年度宮代町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	9
議案第34号	平成22年度宮代町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について	10
議案第35号	平成22年度宮代町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について	11
議案第36号	平成22年度宮代町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	12
議案第37号	平成22年度宮代町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	13
議案第38号	平成22年度宮代町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について	14
議案第39号	平成22年度宮代町水道事業会計決算の認定について	15
議案第40号	宮代町まちづくり基本条例の一部を改正する条例について	16
議案第41号	宮代町総合計画の議決に関する条例について	18
議案第42号	宮代町スキップ広場条例について	20
議案第43号	宮代町市民活動スペース設置及び管理条例の一部を改正する条例について	24
議案第44号	工事請負契約の締結について	26
議案第45号	財産の取得について	27
議案第46号	埼玉縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少、同組合の規約の変更及び財産処分について	28
議案第47号	平成23年度宮代町一般会計補正予算（第2号）について	30

議案第48号	平成23年度宮代町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について	31
議案第49号	平成23年度宮代町介護保険特別会計補正予算（第2号）について	32
議案第50号	平成23年度宮代町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について	33
議案第51号	平成23年度宮代町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について	34
議案第52号	平成23年度宮代町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について	35
議案第53号	平成23年度宮代町水道事業会計補正予算（第1号）について	36

議案第30号

専決処分の承認を求めることについて

宮代町税条例等の一部を改正する条例について、別紙のとおり専決処分したので、その承認を求める。

平成23年9月1日提出

宮代町長 庄 司 博 光

提 案 理 由

現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための地方税法の一部を改正する法律が平成23年6月30日に公布されたことに伴い、緊急に宮代町税条例を改正する必要性が生じたことから、同日に宮代町税条例等の一部を改正する条例を専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により、この案を提出するものである。

専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

宮代町税条例等の一部を改正する条例（別紙）

平成23年6月30日

宮代町長 庄 司 博 光

宮代町税条例等の一部を改正する条例

(宮代町税条例の一部改正)

第1条 宮代町税条例（昭和31年宮代町条例第4号）の一部を次のように改正する。

第26条第1項中「3万円」を「10万円」に改める。

第36条の3第2項中「各号に掲げる」を「に規定する」に改める。

第36条の4第1項中「納税義務者のうち」を「納税義務者が」に、「3万円」を「10万円」に改める。

第53条の10第1項中「3万円」を「10万円」に改める。

第61条第9項及び第10項中「第349条の3第11項」を「第349条の3第12項」に改める。

第65条第1項、第75条第1項及び第88条第1項中「3万円」を「10万円」に改める。

第100条の次に次の1条を加える。

(たばこ税に係る不申告に関する過料)

第100条の2 たばこ税の申告納税者が正当な事由がなくて第98条第1項又は第2項の規定による申告書を当該各項に規定する申告書の提出期限までに提出しなかった場合においては、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

2 前項の過料の額は、情状により、町長が定める。

3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。

第133条第1項中「3万円」を「10万円」に改める。

第139条の2を第139条の3とし、第139条の次に次の1条を加える。

(特別土地保有税に係る不申告に関する過料)

第139条の2 特別土地保有税の納税義務者が正当な事由がなくて前条第1項の規定による申告書を同項に規定する申告書の提出期限までに提出しなかった場合においては、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

2 前項の過料の額は、情状により、町長が定める。

3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。

附則第10条の2第4項中「第31条の規定による認定」を「第7条第1項の登録」に改める。

(宮代町税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 宮代町税条例の一部を改正する条例（平成22年宮代町条例第16号）の一部を次のように改正する。

附則第1条第3号中「平成25年1月1日」を「平成27年1月1日」に改める。

附則第2条第5項中「平成25年度」を「平成27年度」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中宮代町税条例第26条第1項の改正規定、同条例第36条の4第1項の改正規定（「3万円」を「10万円」に改める部分に限る。）、同条例第53条の10第1項、第65条第1項、第75条第1項及び第88条第1項の改正規定、同条例第100条の次に1条を加える改正規定、同条例第105条の次に1条を加える改正規定、第133条第1項の改正規定、同条例第139条の2を第139条の3とし、第139条の次に1条を加える改正規定並びに附則第3条の規定 公布の日から起算して2月を経過した日
- (2) 第1条中宮代町税条例附則第10条の2第4項の改正規定 高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律（平成23年法律第32号）の施行の日

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、第1条の規定による改正後の宮代町税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、平成23年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成22年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

- 2 新条例附則第10条の2第4項の規定は、附則第1条第4号に定める日以後に新築される同項に規定する貸家住宅に対して課すべき平成24年度以後の年度分の固定資産税について適用し、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）の施行の日から同号に定める日の前日までの間に新築された同号に掲げる規定による改正前の地方税法附則第15条の8第4項に規定する高齢者向け優良賃貸住宅である貸家住宅については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第3条 この条例（附則第1条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる町税及びこの附則の規定によりなお効力を有することとされる旧条例の規定に係る町税に係るこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

議案第31号

専決処分の承認を求めることについて

宮代町都市計画税条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり専決処分したので、その承認を求める。

平成23年9月1日提出

宮代町長 庄 司 博 光

提 案 理 由

現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための地方税法の一部を改正する法律が平成23年6月30日に公布されたことに伴い、緊急に宮代町都市計画税条例を改正する必要性が生じたことから、同日に宮代町都市計画税条例の一部を改正する条例を専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により、この案を提出するものである。

専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

宮代町都市計画税条例の一部を改正する条例（別紙）

平成23年6月30日

宮代町長 庄 司 博 光

宮代町都市計画税条例の一部を改正する条例

宮代町都市計画税条例（平成22年宮代町条例第21号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「第349条の3第9項から第11項まで」を「第349条の3第10項から第12項まで」に、「、第27項、第29項又は第31項から第33項まで」を「又は第28項」に改める。

附則第12項中「第9項、第23項、第26項、第30項、第31項、第33項から第36項まで、第38項、第40項、第41項、第43項若しくは第46項」を「第6項、第16項、第22項から第30項まで、第32項、第35項若しくは第37項」に、「第31項から第33項まで」を「第28項」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の宮代町都市計画税条例（以下「新条例」という。）の規定は、平成23年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成22年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の日から港湾法及び特定外貿埠頭の管理運営に関する法律の一部を改正する法律（平成23年法律第9号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日の前日までの間における新条例附則第12項の規定の適用については、同項中「、第35項若しくは第37項」とあるのは、「若しくは第35項」とする。

議案第32号

平成22年度宮代町一般会計歳入歳出決算の認定について

平成22年度宮代町一般会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて認定に付する。

平成23年9月1日提出

宮代町長 庄 司 博 光

提 案 理 由

平成22年度宮代町一般会計歳入歳出決算を歳入合計93億3,004万8,659円、歳出合計88億6,977万6,431円とすることについて、地方自治法第233条第3項の規定により、この案を提出するものである。

議案第33号

平成22年度宮代町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
平成22年度宮代町国民健康保険特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を
付けて認定に付する。

平成23年9月1日提出

宮代町長 庄 司 博 光

提 案 理 由

平成22年度宮代町国民健康保険特別会計歳入歳出決算を歳入合計37億
3,059万9,670円、歳出合計36億5,353万1,478円とすること
について、地方自治法第233条第3項の規定により、この案を提出するものであ
る。

議案第34号

平成22年度宮代町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
平成22年度宮代町老人保健特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて認定に付する。

平成23年9月1日提出

宮代町長 庄 司 博 光

提 案 理 由

平成22年度宮代町老人保健特別会計歳入歳出決算を歳入合計56万2,591円、歳出合計56万2,591円とすることについて、地方自治法第233条第3項の規定により、この案を提出するものである。

議案第35号

平成22年度宮代町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
平成22年度宮代町介護保険特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて認定に付する。

平成23年9月1日提出

宮代町長 庄 司 博 光

提 案 理 由

平成22年度宮代町介護保険特別会計歳入歳出決算を歳入合計17億8,935万905円、歳出合計18億4,251万8,485円とすることについて、地方自治法第233条第3項の規定により、この案を提出するものである。

議案第36号

平成22年度宮代町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
平成22年度宮代町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて認定に付する。

平成23年9月1日提出

宮代町長 庄 司 博 光

提 案 理 由

平成22年度宮代町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を歳入合計2億8,039万3,606円、歳出合計2億7,578万4,716円とすることについて、地方自治法第233条第3項の規定により、この案を提出するものである。

議案第37号

平成22年度宮代町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
平成22年度宮代町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて認定に付する。

平成23年9月1日提出

宮代町長 庄 司 博 光

提 案 理 由

平成22年度宮代町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算を歳入合計9億5,170万4,085円、歳出合計9億2,995万1,030円とすることについて、地方自治法第233条第3項の規定により、この案を提出するものである。

議案第38号

平成22年度宮代町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
平成22年度宮代町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて認定に付する。

平成23年9月1日提出

宮代町長 庄 司 博 光

提 案 理 由

平成22年度宮代町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算を歳入合計5,108万4,663円、歳出合計4,745万5,214円とすることについて、地方自治法第233条第3項の規定により、この案を提出するものである。

議案第39号

平成22年度宮代町水道事業会計決算の認定について

平成22年度宮代町水道事業会計決算を別紙監査委員の意見を付けて認定に付する。

平成23年9月1日提出

宮代町長 庄 司 博 光

提 案 理 由

平成22年度宮代町水道事業会計決算を収益的収入7億177万6,910円（税抜き）、収益的支出6億6,833万7,279円（税抜き）、資本的収入2,495万6,500円（税込み）、資本的支出3億2,690万6,981円（税込み）とすることについて、地方公営企業法第30条第4項の規定により、この案を提出するものである。

議案第40号

宮代町まちづくり基本条例の一部を改正する条例について
宮代町まちづくり基本条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

平成23年9月1日提出

宮代町長 庄 司 博 光

提 案 理 由

地方自治法の一部改正に伴い、宮代町まちづくり基本条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。

宮代町まちづくり基本条例の一部を改正する条例

宮代町まちづくり基本条例（平成19年宮代町条例第26号）の一部を次のように改正します。

第20条第1項中「、地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第4項の規定に基づき」を「に」に改めます。

附 則

この条例は、公布の日から施行します。

議案第41号

宮代町総合計画の議決に関する条例について
宮代町総合計画の議決に関する条例を別紙のとおり提出する。

平成23年9月1日提出

宮代町長 庄 司 博 光

提 案 理 由

宮代町まちづくり基本条例第20条に基づく総合計画を定めるに当たり、宮代町総合計画の議決に関する条例を制定したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。

宮代町総合計画の議決に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第2項の規定に基づき、宮代町総合計画について宮代町議会（以下「議会」という。）の議決すべき事件とすることに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において「宮代町総合計画」とは、宮代町まちづくり基本条例（平成19年宮代町条例第26号）第20条に基づく計画をいう。

(議会の議決)

第3条 町長は、宮代町総合計画を定めるに当たっては、議会の議決を経なければならない。

2 町長は、前項の宮代町総合計画を変更しようとするときは、あらかじめ議会の議決を経なければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第42号

宮代町スキップ広場条例について

宮代町スキップ広場条例を別紙のとおり提出する。

平成23年9月1日提出

宮代町長 庄 司 博 光

提 案 理 由

スキップ広場を公の施設とすることに伴い、宮代町スキップ広場条例を制定したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。

宮代町スキップ広場条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地域住民の憩いと活動の場を提供することによって、宮代らしい賑わいと魅力を創出し、もって地域の活性化を図ることを目的として、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第1項の規定に基づき、宮代町スキップ広場（以下「広場」という。）の設置及び管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(施設の名称及び位置)

第2条 広場の名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 宮代町スキップ広場
- (2) 位置 宮代町笠原一丁目922番地1外

(利用の許可)

第3条 広場において、広場の全部又は一部を独占して利用する場合は、あらかじめ町長の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 町長は、前項の許可をする場合において必要があると認めるときは、当該許可に係る利用について条件を付することができる。

3 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、広場の利用の許可をしないものとする。

- (1) 公共の福祉を阻害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 広場の管理上支障があると認められるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が利用について適当でないと認めるとき。

(許可による利用期間等)

第4条 前条第1項の許可による広場の利用期間及び利用時間は、次のとおりとする。ただし、町長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

- (1) 利用期間 1月4日から12月28日まで
- (2) 利用時間 午前9時から午後7時まで

(使用料)

第5条 第3条第1項による利用の許可を受けた者（以下「許可利用者」という。）は、別表に定める使用料を納付しなければならない。

2 既納の使用料は、還付しない。ただし、町長は、次の各号に該当する場合は、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 広場の管理上必要があると認めるため、町長が利用の許可を取り消したとき。
- (2) 許可利用者の責めに帰すことができない理由によって、広場を利用することができないとき。

(使用料の免除)

第6条 町長は、別に定めるところにより、前条の使用料を免除することができる。

(利用権の譲渡等の禁止)

第7条 許可利用者は、広場の利用に係る権利を他人に譲渡し、又は転貸してはな

らない。

(遵守事項)

第8条 町長は、広場の利用に係る遵守事項を別に定め、許可利用者を含む広場を利用するすべての者（以下「利用者」という。）は、これを守らなければならない。

(行為の禁止)

第9条 利用者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 広場を損傷し、又は汚損すること。
- (2) 広場に車等を乗り入れ、又は駐車すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、広場の管理上支障があると認められる行為（利用許可の取消し等）

第10条 町長は、広場の管理上必要があると認めるとき又は許可利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用の許可を取り消し、又は利用を中止させ、停止させ、若しくは制限することができる。この場合において、許可利用者に生じた損害について町長はその責めを負わない。

- (1) 偽りその他不正な手段によって利用の許可を受けたことが明らかになったとき。
- (2) 前条各号に該当するとき。
- (3) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。
- (4) 利用の許可に付した条件に違反したとき。

(原状回復)

第11条 利用者が、その利用を終了したときは直ちに広場を原状に回復しなければならない。前条の規定により利用許可の取消し又は利用の中止を指示されたときも、同様とする。

(損害賠償)

第12条 利用者が、自己の責めに帰すべき理由において、広場を損傷、汚損又は滅失させたときは、これによって生じた損害を賠償しなければならない。許可利用者に起因するその他の損害についても、同様とする。

(指定管理者による管理)

第13条 町長は、法第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であって町長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、広場の管理に関する業務のうち、次に掲げるものを行わせることができる。

- (1) 広場の利用の許可等に関する業務
- (2) 広場の使用料の徴収等に関する業務
- (3) 広場の維持管理に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、町長が必要と認める業務

2 指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ町長の承認を得て、第4条に規定する利用期間及び利用時間を変更することができる。

3 第1項に掲げる業務を行う場合における第3条、第5条、第6条及び第10条

の規定の適用については、これらの規定中「町長」とあるのは、「指定管理者」とする。

- 4 指定管理者が第1項に掲げる業務を行う場合における第5条、第6条及び第1項第2号の規定の適用については、これらの規定中「使用料」とあるのは「利用料金」とする。

(利用料金収入の帰属及び利用料金の額の決定)

第14条 町長は、法第244条の2第8項の規定に基づき、指定管理者に広場の利用料金を当該指定管理者の収入として收受させることができる。

- 2 前項の場合における利用料金は、別表に掲げる金額の範囲内で指定管理者が定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ町長の承認を受けなければならない。

- 3 指定管理者は、前項に規定する利用料金のほか、指定管理者が実施する事業に係る費用について、別に徴収することができる。

(委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、広場の管理運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(事前行為)

- 2 この条例の規定による広場の利用に係る手続及び指定管理者の指定に関する手続は、この条例の施行前においても行うことができる。

別表（第5条関係）

区分	1時間あたりの使用料
全面	4,000円
半面	2,000円
1/5面	800円

備考

- 1 使用料には、電気料を含む。
2 公益的な市民活動における使用料は、上記使用料の4分の1の額とする。

議案第43号

宮代町市民活動スペース設置及び管理条例の一部を改正する条例について
宮代町市民活動スペース設置及び管理条例の一部を改正する条例を別紙のとおり
提出する。

平成23年9月1日提出

宮代町長 庄 司 博 光

提 案 理 由

市民活動スペースの施設の名称等を変更することに伴い、宮代町市民活動スペース設置及び管理条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。

宮代町市民活動スペース設置及び管理条例の一部を改正する条例

宮代町市民活動スペース設置及び管理条例（平成22年宮代町条例第2号）の一部を次のように改正する。

題名中「スペース」を「サポートセンター」に改める。

この条例中「スペース」を「サポートセンター」に改める。

第8条第1項中「ロッカー及び別に規則で定める貸出施設」を「ロッカー、ラック及びレターケース」に改める。

第16条を第17条とする。

第15条第2項中「別表に掲げる利用料金」を「別表に掲げる金額」に改め、同条を第16条とする。

第14条第4項中「第10条」を「第11条及び第1項第3号」に改め、同条を第15条とし、第13条を第14条とし、第12条を第13条とする。

第11条第1項中「第9条に規定する」を削り、「次のとおりとする。」を「利用を開始する日から当該年度の末日までとする。」に改め、第1号及び第2号を削り、同条を第12条とする。

第10条中「前条」を「第9条第1項」に改め、同条を第11条とし、同条の前に次の1条を加える。

（利用権の譲渡等の禁止）

第10条 前条第1項の規定による利用の許可を受けたものは、その権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

別表中「第10条」を「第11条」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

（事前行為）

2 改正後の宮代町市民活動スペース設置及び管理条例の規定によるサポートセンターを利用するための手続及び指定管理者の指定に関する手続は、この条例の施行前においても行うことができる。

議案第44号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結することについて議決を求める。

- 1 工 事 名 町道第1547号線道路改良工事（上部工）
- 2 施 工 箇 所 宮代町字道仏地内
- 3 履 行 期 限 平成24年3月30日
- 4 請 負 金 額 41,370,000円
- 5 請 負 業 者 埼玉県さいたま市浦和区岸町7丁目1番4号
オリエンタル白石株式会社 埼玉営業所
所長 菊 地 一 義

平成23年9月1日提出

宮代町長 庄 司 博 光

提 案 理 由

都市計画道路宮代通り線の整備に伴い姫宮落川に橋りょうを架けるため、町道第1547号線道路改良工事（上部工）の請負契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、この案を提出するものである。

議案第45号

財産の取得について

次のとおり財産を取得することについて議決を求める。

- 1 財産の種類 公設宮代福祉医療センター医療・介護総合情報システム
- 2 納入期限 平成24年3月31日
- 3 契約の金額 64,900,000円
- 4 契約の相手方 埼玉県川口市並木4丁目6番18号
株式会社 鯨屋
取締役社長 横田 則昭

平成23年9月1日提出

宮代町長 庄 司 博 光

提 案 理 由

公設宮代福祉医療センター医療・介護総合情報システムを取得したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、この案を提出するものである。

議案第46号

埼玉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少、同組合の規約の変更及び財産処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、平成23年10月10日をもって埼玉県市町村総合事務組合から鳩ヶ谷市を脱退させること及び平成23年10月11日から同組合規約を次のとおり変更すること並びに同法第7条第5項の規定により、同組合の財産は、鳩ヶ谷市の脱退にかかわらず、同組合に帰属させることについて、議決を求める。

平成23年9月1日提出

宮代町長 庄 司 博 光

提 案 理 由

埼玉県市町村総合事務組合から鳩ヶ谷市を脱退させること及び同組合の規約を変更し、並びに同組合の財産処分について協議したいので、地方自治法第290条及び同法第7条第6項の規定により、この案を提出するものである。

埼玉県市町村総合事務組合同規約の一部を変更する規約

埼玉県市町村総合事務組合同規約（平成18年指令市第745号）の一部を次のように変更する。

別表第1、別表第2第4条第1号に掲げる事務の項、同表第4条第2号に掲げる事務の項及び別表第3第1区の項中「入間市 鳩ヶ谷市」を「入間市」に改める。

附 則

この規約は、平成23年10月11日から施行する。

議案第47号

平成23年度宮代町一般会計補正予算（第2号）について
平成23年度宮代町一般会計補正予算（第2号）を別冊のとおり提出する。
平成23年9月1日提出

宮代町長 庄 司 博 光

提 案 理 由

前年度繰越金の確定、職員の人事異動及び共済負担金率の改定並びに地域子育て創生事業など補助事業の採択、実施に伴い、平成23年度宮代町一般会計予算に3億5,844万2,000円を追加し、総額を94億1,829万4,000円とすることについて、地方自治法第218条第1項の規定により、この案を提出するものである。

議案第48号

平成23年度宮代町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
平成23年度宮代町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を別冊のとおり提出する。

平成23年9月1日提出

宮代町長 庄 司 博 光

提 案 理 由

前期高齢者交付金、前年度繰越金及び後期高齢者支援金の確定等に伴い、平成23年度宮代町国民健康保険特別会計予算に1億6,823万6,000円を追加し、総額を36億7,644万2,000円とすることについて、地方自治法第218条第1項の規定により、この案を提出するものである。

議案第49号

平成23年度宮代町介護保険特別会計補正予算（第2号）について
平成23年度宮代町介護保険特別会計補正予算（第2号）を別冊のとおり提出する。

平成23年9月1日提出

宮代町長 庄 司 博 光

提 案 理 由

介護保険給付費の増加、前年度国県負担金及び社会保険診療報酬支払基金交付金の精算等に伴い、平成23年度宮代町介護保険特別会計予算に2億7,563万8,000円を追加し、総額を21億3,488万5,000円とすることについて、地方自治法第218条第1項の規定により、この案を提出するものである。

議案第50号

平成23年度宮代町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
平成23年度宮代町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を別冊のとおり提出する。

平成23年9月1日提出

宮代町長 庄 司 博 光

提 案 理 由

前年度繰越金の確定及び一般会計繰出金の増額等に伴い、平成23年度宮代町後期高齢者医療特別会計予算に335万9,000円を追加し、総額を2億9,642万5,000円とすることについて、地方自治法第218条第1項の規定により、この案を提出するものである。

議案第51号

平成23年度宮代町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について
平成23年度宮代町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を別冊のとおり
提出する。

平成23年9月1日提出

宮代町長 庄 司 博 光

提 案 理 由

前年度繰越金の確定、修繕工事費の追加及び職員給与費等の予算の組替え等に伴い、平成23年度宮代町公共下水道事業特別会計予算に2,642万9,000円を追加し、総額を10億4,314万5,000円とすることについて、地方自治法第218条第1項の規定により、この案を提出するものである。

議案第52号

平成23年度宮代町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について
平成23年度宮代町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を別冊のとおり提出する。

平成23年9月1日提出

宮代町長 庄 司 博 光

提 案 理 由

前年度繰越金の確定、職員給与費等の予算の組替えに伴い、平成23年度宮代町農業集落排水事業特別会計予算に355万7,000円を追加し、総額を5,356万2,000円とすることについて、地方自治法第218条第1項の規定により、この案を提出するものである。

議案第53号

平成23年度宮代町水道事業会計補正予算（第1号）について
平成23年度宮代町水道事業会計補正予算（第1号）を別冊のとおり提出する。
平成23年9月1日提出

宮代町長 庄 司 博 光

提 案 理 由

職員の人事異動等に伴い、平成23年度宮代町水道事業会計予算の収益的支出のうち営業費用を112万4,000円増額し、総額を6億3,128万5,000円とすることについて、地方自治法第218条第1項の規定により、この案を提出するものである。